

東海市教育ひとつくり審議会について

1 設置の背景

地方分権は地域の自主性、自立性を高め、市民の視点に立った特色あるまちづくりが行われることを目指したものであるが、学校においてもこれまでの中央集権的な考え方から、それぞれの自治体が発想する特色ある学校づくりに取り組むことができることとなった。こうした中で、全国各地で学校施設の複合化、自治体独自の少人数学級導入、学校経営への市民参加など新たな取り組みが動き始めている。

また、教育の分野においては、学校教育も生涯学習の一環であるとした考え方が一般化し、今や学校教育と社会教育を分離して推進することは、教育機能の面から不都合が生じている。

加えて、社会教育に関しては社会教育法に基づいた社会教育委員会が設置され、社会教育に関する諸計画を立案するなどの活動をしているが、学校教育に関しては個別の事項を協議する組織は存在するものの、学校教育も含めた生涯学習全般について調査審議をする組織がないのが現状である。

こうしたことから、本市での市民参加による特色ある教育と、学社一体となった生涯学習の推進を図るため、教育全般について調査研究をする組織が必要となってきた。

2 趣 旨

学校教育及び社会教育に関する重要事項を調査研究するとともに、東海市教育委員会からの諮問に対して答申する機関として、新たに東海市教育ひとつくり審議会を設置することとした。

3 設置年月

平成15年4月1日（平成15年3月市議会で東海市教育ひとつくり審議会条例を議決）

4 委員数等

20人（学識経験を有する者、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者）

5 過去の答申

- (1) 幼児期から小学校低学年期における子育て支援のあり方について（平成16年）
- (2) 市営プールのあり方について（平成18年）
- (3) 学校給食費のあり方について（平成21年、平成27年、平成30年）
- (4) 学校プールのあり方について（平成30年）

6 主な審議事項

- (1) 社会教育に関する事業について
- (2) 東海市教育基本方針について
- (3) 東海市の文化振興について
- (4) 東海市芸術劇場について
- (5) 東海市のスポーツ振興について
- (6) 東海市子ども読書活動推進計画について
- (7) 社会教育活動団体の補助金について
- (8) 地区公民館・市民館の活性化について

7 その他

- (1) 市長の諮問にも応じる。（条例第2条）
- (2) 東海市社会教育委員と兼ねる。（条例第9条）

【資料3】

○東海市教育ひとづくり審議会条例

平成15年3月28日

条例第26号

改正 平成26年3月28日条例第15号

東海市教育ひとづくり審議会条例をここに公布する。

東海市教育ひとづくり審議会条例

(設置)

第1条 細井平洲先生を始め逸材を輩出してきた東海市の土地柄を踏まえ、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯にわたり、家庭、学校及び地域を通じた人づくりを目指した教育の振興に資するため、教育委員会に東海市教育ひとづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育及び社会教育に関する重要事項について調査審議するほか、これらの事項について教育委員会に意見を述べることができる。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、同項に定める事項に関連する重要事項について調査審議することができる。

3 市長は、審議会に諮問する場合には、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長と協議して委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

【資料3】

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会の会議について準用する。

(社会教育委員)

第9条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、教育委員会に東海市社会教育委員を置く。

2 東海市社会教育委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するものとし、同項の規定により委嘱する審議会の委員は、東海市社会教育委員とする。

3 東海市社会教育委員の定数は第3条第1項の委員の定数と、任期は第4条の委員の任期とする。

4 東海市社会教育委員の会議は、第 6 条の審議会の会議とする。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日とする。

(東海市社会教育委員に関する条例の廃止)

3 東海市社会教育委員に関する条例（昭和 44 年東海市条例第 63 号）は、廃止する。

(東海市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 東海市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和 44 年東海市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 26 年条例第 15 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・一部改正）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・一部改正）

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・一部改正）